

## 滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日時 令和5年7月11日(火) 9:30～12:00
- 2 場所 滋賀県庁東館7階大会議室
- 3 議題 (1) 小委員会委員長の選任について  
(2) 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 東野委員(委員長)、野呂委員(※)、和田専門委員、市川専門委員(※)、藤本委員(※)、畠委員(※)、皆川委員(※)、林委員、水原委員、奥村専門委員 (※) Web出席

### 5 議事概要

(事務局)

議題(1)について、参考資料1により説明

○委員の互選により、委員長に東野委員を選出

(事務局)

議題(2)について、資料1および参考資料1により説明。

(事業者)

資料2について説明。

(委員長)

それでは説明を踏まえ審査に入るが、事務局から補足説明があるようなので、説明をお願いします。

(事務局)

「日照障害」「電波障害」について、有識者へのヒアリング結果を説明。

※ヒアリングはアセス対象事業として県内初の高層建築物の建設事業であること、審査会委員にこれらの項目の専門家がないこと、を理由に事務局が実施したもの。

「風害」は後日ヒアリングを実施し、次回審査会で報告。

#### 【日照障害】

- ・準備書に記載されている日照障害に関する「現況調査の結果並びに予測および評価の結果」については問題ない内容。
- ・等時間日影図からは住居地域に対する配慮がうかがえる。

#### 【電波障害】

- ・準備書に記載されている電波障害に関する「現況調査の結果並びに予測および評価

の結果」については問題ない内容。

- ・アンテナ調整、CATV への加入、共同受信設備の設置といった電波障害への対応についても、丁寧な対応という印象。
- ・衛星放送への影響について記載がないが、事業実施区域外まで影響が及ぶ場合は CATV への加入、共同受信設備の設置といった対応が必要。

(委員長)

それでは説明を踏まえて委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

景観について、景観計画の基本理念やフォトモンタージュで建物の詳細な部分が明記されており、視点場も追加されている。加えて、それに対する影響の評価についても詳細に記載されており、かなり真摯に対応されていると理解している。その上で、2点気になるところを述べさせていただく。

1点目は、準備書の399ページの視点場B守山駅東口からの眺望について。見上げられるように視点を確保するなど、的確な記載が多いと感じる。その中で、基壇部分の1階壁面を後退させて歩行者空間を創出するという方向性は、地域の空間に貢献することであり素晴らしいと思うが、敷地と前面道路との関係性が整理されていると、より歩行空間の質を高めることになると思う。そのあたりを道路管理者と今後協議される予定があるのか、もしくは守山市の景観に関する会議等で検討される予定があるのか。

2点目は、三上山の眺望について。様々な視点場を追加され、前回よりも丁寧に検討されている。しかしどうしても気になるのが、やはり、地点Eのえんまどう公園からの眺望である。今回の事業規模を変更しない限り、公園から三上山への眺望を遮ってしまうことは不可避であるが、その制約の中で何ができるかを検討し記載されたことは、一定程度評価する。一方で、405ページ下の説明は本当にこれで良いのか、どうしても気になる。確かに「三上山への視線を一部遮る」という記載は、間違いではない。しかしこれまでの審査会でも申し上げてきたように、三上山は神体山であり、眺められることに価値があるという、文化的・歴史的な背景がある。それを踏まえて今回色々と視点場を調査・追加していただいた結果、実は、守山市の市街地には三上山が良く眺望できる場所が他にあまりないことが判明した。こうした中で、えんまどう公園では三上山の眺望が確保できていて、その眺望を取り入れた公園の設計とされている。守山市の景観計画の基本理念にも、山の眺望が大事であると記載されている。このような現状を踏まえた時に、予測評価の結果が「一部遮る」という表現だけで良いのかどうか、思うところがある。では、どういう記載をすれば良いのかということだが、例えば403ページの中景域のDの野洲川立入河川公園については、建物と周辺の地物のボリューム感が支配的かどうかを眺望の評価に入れた記載となっている。えんまどう公園も、眺望において支配的な物が何かなど、眺望とその毀損の程度を評価する記載を入れ

なければならぬのではないかと。 「一部遮っている」というだけではなく、今回建設される建物のボリューム感が、三上山の眺望に対してかなり影響が大きいことを、避けられない事実として記載すべきである。他の少し離れた視点場、例えば411ページ、413ページのHやIの視点場であれば、三上山に対してそれを遮蔽する建物のボリューム感が小さく、眺望において山の方が支配的であるということは変わらない。このように、えんまどう公園からの眺望についても、その眺望毀損の影響がどれ程の大きさであるかをしっかりと厳密に記載した上で、今回の事業計画内で配慮可能なこと、例えばなるべくシンプルな形状にした等を記載した方が、環境影響評価としてはより適切ではないかと思う。以上の2点についてお答えいただきたい。

(事業者)

1点目について、周りの南、東、北側の道路は市の道路であり、その内側をセットバックして歩道にすることまでが市との約束事項で、この後具体的に協議を行う予定。今の市道のままだとガタツキもあるため、バランスを考えて、全体として緑地も整備した綺麗な歩道空間にすることを提案して協議を進めようと考えている。

2点目について、これまでの審査におけるご意見を受けて真摯に対応したつもりだが、もう一度記載を検討したい。私も何度も公園に行き、建物の色彩を検討しており、公園の色彩とあった感じにもなっていると思う。遮っているのは事実だと思うが、最大限配慮したところもあるので、もう少し丁寧に事実を記載する形で次回回答させていただきたい。

(委員)

三上山の眺望にとっても配慮されていることは、他の地点の記述を見れば読み取れるし、景觀のことを真摯に考えていただいていると思う。そのことは理解したつもりだが、その上で環境影響評価を客観的に進めること、つまり、一般の方や後世の方が見ても理解できるくらいにしっかりと対応された事実を残すこと。その上で、可能な範囲で最大限の低減効果を図ったことを記述いただくことが1番良いのではないかと。

(委員)

廃棄物等で確認させていただきたい。420ページ以降に予測結果が記載されており、リサイクル率が96%ということなので、ぜひお願いしたいと思う。一方で、残土については埋戻し利用や、植栽マウンド、盛土材として有効利用を検討とあるが、埋戻し量について、421ページに1,490 m<sup>3</sup>と書かれている。土量変化率をかけると25,150 m<sup>3</sup>が残土として発生することは理解できるが、盛土材と植栽マウンドで、はたしてこれだけ使用できるのか。相当量の残土が発生するが、そのあたりはどうか。埋戻し量が既に1,490 m<sup>3</sup>と書かれているので、その他の有効利用で、残りの残土25,150 m<sup>3</sup>がどこまで利用できるのか。25,150 m<sup>3</sup>からさらに埋戻しがあるということか。

(事業者)

25, 150 m<sup>3</sup>からさらに埋戻しができるかは検討できていないが、基本的にはご指摘のとおり 25, 150 m<sup>3</sup>の残土が発生するという予測結果になっている。今回事業計画として、地下を基本的に作らず、そもそも計画として残土量を極力低減した結果として 25, 150 m<sup>3</sup>の残土が発生する。この発生した残土の再利用は基本的には場外、他の工事現場で利用できる場所があれば利用していくという形で計画している。

(委員)

現場間流用による埋戻し利用は、現場のなかではなく他の現場等で有効利用されるという理解でよいか。

(事業者)

その通り。ただ、他の現場なのでタイミング等があり、どこまで有効利用できるかは検討できていない。

(委員)

420 ページの表 10. 11-3 にリサイクル方法が記載されており、紙くずについて焼却と書かれているが、焼却はリサイクルか。再資源化处理等の内容として焼却と書かれているのだと思うが、焼却は中間処理にあたるのではないか。

(事業者)

再度確認するが、もちろん我々も、焼却がリサイクルと考えているわけではないことは大前提として回答させていただく。紙類に関しては主に一般廃棄物として処理するため、再度確認して次回回答させていただく。

(委員)

リサイクルだけでまとめていただければ良いと思う。

(委員)

再生可能エネルギーで太陽光発電を考えているとのことだが、太陽光パネルは量やメーカー等について、何か検討されているのか。

(事業者)

検討している。ただし今回は、高さ 100m に置く必要があり、風の影響等に耐えられるものであること、また、屋上に室外機等も置くため、どれぐらい置けるのかは検討中だが、想定の様、サイズや能力であれば次回説明はできる。

(委員)

私が気になるのはパネルの廃棄で、パネルにはアンチモンやセレン等の有害物質が入っているので、使った後の廃棄やリサイクルの観点も検討いただければと思う。

(事業者)

仕様含めて確認させていただく。

(専門委員)

水質関係について何点か確認したい。92 ページ以降に様々な水質関係の条例等を記載されており、それを踏まえて評価をされていると思う。ただ今回、評価の中身を見てみると流量の予測結果が主に記載されており、水質の予測結果はあまり記載されていない。放流する場合は濁水処理等を行い、排水基準に適合していることを確認する計画と書かれているが、排水基準にも色々あり、98 ページの記載では、水質汚濁防止法や排水基準、滋賀県公害防止条例があるため、何に適合することを確認するのか分からない。どの基準かによって、工事を実際された時に、どこまで処理しなければならないかの対応等が違うが、どのように考えられているか。

例えば、東京都の条例では、建設工事等に係る汚水の排出規制について条例が設けられている。建設工事は濁水が多く発生するので、それがそのまま排出され、周辺の公共用水域に流入し影響を及ぼすため、工事中は注意しなければいけない。今回、雨水排水が排水基準に適合していることを確認して河川に放流することのだが、調査で予測された水質、流量が公共用水域に流入した場合に、影響はないのか評価しなければならないのではないのか。前回の知事意見に、ホテルの生息にも配慮するよという意見もあるため、どういった考えを持って、排水基準に適合した排水を放流するのか評価しなければならないのではないのか。

もう一点は、流量について、揚水量が下流河川の平均流量の3割程度なので、著しい影響はないと考えられると評価されているが、全体を見ると、最小では0.002 m<sup>3</sup>/秒の月もあるため、その時に、その10倍以上の排水が流れた場合に影響がないといえるのか、書きぶりが気になる。変動が大きいので、本事業は河川の流量に対して影響を及ぼすことはないと言い切れるのか。最大の時であれば流れても影響は少ないかもしれないが、全く排水が流れていない小さな水路に流量の10倍の排水が流れた場合に大丈夫なのか。濁りが目立つことはないのか。今回の予測はこうだが、渇水時期等で水路に水が流れていない時には、影響を極力低減するための対策を講じるといった認識で工事を行っていただきたい。最終的な予測、評価結果のところ、水象への影響については回避・低減されているものと評価すると言い切られていることが気になる。

もう一つ、地下水の書き方にしても、地下水だからそのまま放流しても良いと書かれているが、地下水調査のデータを持って、これだけの流量の場合に、負荷量として下流の水質に影響がないというように予測・評価すべきではないか。

(事業者)

まず濁水について、市と協議した上で、最終この基準でということになるので、それを守っていくことになる。定量的な予測ができていないのはご指摘の通りだが、予測ができなかったのは、原単位設定が難しいことと、現状について、水質はデータがあるが、流量は大きく増減があるため、雨が降ったときの流量をどう出すかが難しいことがある。そのため、濁水はできるだけ放流しない、放流する場合は基準内にすることで市とは協議しており、ホテルの条例上も問題はないと話をいただいているため、今回は定量的な予測はできていない。

流量の件については、ご指摘のとおり平均流量の3割以下であれば大丈夫だと考えているわけではなく、どちらかというとも流量の変化が大きいことから大きな影響はないと考えている。流量の変化は全く傾向がなく、例えばホテルだと、春前後から7月あたりが問題になると思うが、7月を5年間見ても、かなり大きく流量が変化している。季節ごと、例えば夏は渇水で流量が少ないとか、梅雨時は流量が多いということなら、その流量の変化に対応して考えられるが、ランダムに変化している。雨量と流量の分析も行ったが、雨が降って流量が増えるということにもなっていない。おそらく、工場からの排水とか、川から灌漑に使っている水とか、色々な要因が重なってランダムな流量変化になっているのではと考えている。こういうランダムな流量変化の中において、0.002 m<sup>3</sup>/秒というごく少ない最低流量に対しては、排水量が多いことはご指摘の通りだが、それが悪影響を及ぼすものではないと考えた。逆に、ある程度流量が必要で、市が調整して水を流したりもされているようなので、今回の流量としては大きな影響はないと考えている。

地下水の水質については、市が水源用として地下水を取られており、水質を調査されている。その水をいただき分析した結果、河川の水質とほぼ変わらなかった。このあたりは河川と行き来しているような地下水なので、水質は大きく変わらないと考えられる。水質の分析結果はあるため、次回に示すことはできる。

(専門委員)

濁水を出さないという基本方針は理解した。地下水も市が調査されているということだが、準備書は一般の方にも公開されており、一般の方が見たときに、事業者がどのように考えたのか、今のように聞けば分かるが、準備書を読んだだけでは分かりにくい書きぶりになっている。色々調査されていると思うので、構成要素の記載だけでなく、バックグラウンドも示して、丁寧な記載をお願いしたい。

(事業者)

近隣の方も気にされているので、先般も説明会を行ったが、アセス手続きとは別に秋から冬にかけて工事説明会を行う。近隣の方がよく気にされる騒音、振動、工事中の排水、工事中の車両の騒音・振動について、具体的な対応を説明する予定である。その際には、市とも協議し、雨水排水はどういう処理方式でどこに流すのか、基準はどうするのかといったこと

も決めた上での説明になると思うが、今後検討していく予定。

(委員)

専門委員の意見に関連しての質問になるが、地下くみ上げ水の放流によって、水温に対する影響はどのように考えられるか。

(事業者)

水温については、現状のデータもなく検討していないが、地下水なので河川水に比べると年間の変動は小さいと考えている。また、ホテルの保護区域に対する影響を考えると、今回放流する場所からホテルの特別保護区域はかなり下流になるため、水温による大きな影響はないと考えており、そこまでは検討できていない。

(委員)

市の水質のデータ等の中にも、地下水の水温に関しては情報がないのか。

(事業者)

なかったように思うが、再度確認する。

(委員)

関連しての質問になるが、表 10.8-4 で地盤透水係数の単位がないが、単位はなにか。

(事業者)

確認して報告させていただく。

(委員)

関連してだが、予測条件が表 10.8-4 では分かりにくい。地下水位について、井戸 1 から 5 の平均なのか、また、現地透水試験平衡水位について、どこで透水試験が行われているのか等、予測条件の設定にあたって、どういうことがされているのかということと、井戸内低下水位が何を意味しているのかがよく分からないので、もう少し説明資料として分かるようにしていただきたい。

(事業者)

色々な図等があるが、準備書用に簡略化したのでこのような表現になっている。現地透水試験結果、地盤透水係数は現地でボーリングしたサンプルにより透水試験を行った結果を設定している。

(委員)

ボーリング中に行う透水試験ではなく、サンプルを用いたものということでよいか。

(事業者)

サンプルを用いたものと思うが、確認する。また、井戸内の低下水位について、一番上に地下水位が GL-4.38m とあるが、現地で測定したこの地下水位を現状の地下水位として設定した。

(委員)

透水試験平衡水位というのは、ただの地下水位ということか。

(事業者)

そのとおり。現地の地下水位ということ。

(委員)

それでは書き方がよくないのではないか。

(事業者)

井戸内低下水位については、井戸 1 では GL-6.38m、井戸 2 から 5 では GL-8.68m まで地下水位を下げる。そこまで下げるために、どれだけ揚水しないといけないかを計算している。

(委員)

水位を下げるために必要な揚水量から算出するということか。

(事業者)

そのとおり。どれだけ揚水しないとここまで下がらないかを計算している。

(委員)

理解した。先ほどの地盤透水係数の単位の記載があると、感覚的に理解できるので、記載をお願いしたい。

(事業者)

承知した。

(専門委員)

地下水について、現況が GL-4.38m のところにあって、そこからさらに地表面から 6、8



mまで下げるということだが、地下水の低下の影響範囲は、水平的な広がりですでにどのくらいになるのか。

(事業者)

資料はあるが準備書には記載していないため、次回提出させていただきたい。

(専門委員)

承知した。放流先水路の近傍であり、地下水位の低下範囲にかかるかもしれない。汲み上げてすぐ戻しているのでは影響は少ないとは思いますが、流量の少ない時期に地下水位を下げたことによって、水路に水がなくなってしまうような影響も生じる可能性があるため、そのあたりについても説明いただきたい。

(事業者)

次回資料で説明するが、敷地全体を8mまで水位を下げるということではなく、エリアを限定して下げるため、敷地の外へ大きく影響は出ないように考えている。

(委員)

質問というわけではなく、コメントとして聞いていただければと思う。準備書を拝見したが、非常に丁寧にまとめられており、特に低周波音は周波数分析も含めて、現況をしっかりと調査されているので、こういうデータを把握されていると、今後、問題が生じた際の原因の解明などにも役に立つと思う。また、高さ方向への影響についても、以前に意見した内容がしっかりと記載されている。

事後調査について、自主的に行われるのは非常に良いと思う。特に工事中に係るものについて、自主的にホームページで公開されると書かれているが、調査事項はなるべく早く近隣の方に伝わった方が良いと思う。説明会などを通じて、何か問題を感じた時にどこに問い合わせれば良いのか、周知をしっかりといただくことと、分かったことはなるべく早く伝えるような方法を考えていただくと問題が生じにくいと思う。特に騒音関係は、初期の対応でかなり住民との関係が変わってくるため、そのあたりを留意されてはどうか。

(事業者)

ご指摘の通りだと思う。まず近隣説明会でしっかりと説明することと、問い合わせ先の周知、適宜なタイミングで報告等もできるようにしたい。

(専門委員)

今回から審査に参加しているため伺いたい。今回の事業では伝承文化が選定されておらず、非選定の理由として、施設への改変や祠等へのアクセスへの影響がないようにするため

とのことで、有形の文化財については書かれているが、例えば祭礼行事等の無形の文化財に関する調査はどういった方法でされたのか。

(事業者)

地域の祭り等について調査を実施している。影響がないとしたのは、施設供用後、車での通勤はなく、公共交通機関で通勤する計画になっていることから、供用後の車の走行による大きな影響はないだろうということと、工事中についても、基本的に休日には工事せず、平日のみの工事となるため、工事車両も伝承文化に対して大きな影響はないだろうということで非選定となっている。

(専門委員)

元々、グラウンドや都賀山荘だった場所なので、伝承文化や民俗行事に関わるものはなかったかと思うが、地域の方々にこの場所が意味のある場所ではないかというような聞き取りはされたのか。

(事業者)

その話題をターゲットとしては聞けていないが、近隣説明会等も行い、色々な取り組みを行うなかで、話を色々伺っている。特に最寄りの2自治会の会長とはよく話しをさせていたでいており、道を挟んだ反対側では火祭りのようなものがあるが、この場所自体では祭りはないと聞いている。また、神社の方に話を聞いて、どういう地形であったとか、どういう文化であったとか、水の湧きやすいところだというようなことは話を聞いている。

(専門委員)

地域の方と話をされているとのことなので、良いかと思う。

(委員長)

大気関係と、全般を通した評価の表現について少し問題があると思う。

まず、大気について、大気質の状況は複数年調査されているが、気象状況は令和4年度の1年間のデータだけの調査になっている。1年間だけのデータを使う場合、異常年検定をよく行うが、今回はどうか。

(事業者)

異常年検定は行っており、特に問題ないことを確認している。

(委員長)

普通、準備書ではそういったことも全部書かれるが、今回あえて書かれていない理由はあ

るのか。

(事業者)

当社は他でも準備書を作っているが、異常年検定まで書くことはなかったため、書いていないが、今回は記載したい。

(委員長)

きちんとやっていることはやはり書くべきだと思う。

それから、重機等の稼働と工事用車両の走行について、別々に予測・評価されているが、実際には両方同時に起こる。その場合の評価はされていないのか。

(事業者)

そこまではやっていない。主な理由は、最大着地濃度地点について、重機の稼働による窒素酸化物の寄与濃度は0.0195ppmで、一定の影響があるが、工事用車両の走行による窒素酸化物の寄与濃度は0.00009ppmであり、大きく桁が異なるため、重機の稼働による濃度変化とあわせても誤差範囲程になってしまうので、そこまではしなくてもよいと考えた。

(委員長)

それは分かっているが、住民の方からすれば、両方同時に起こっているのになぜ別々なのかということになるので、両方足したとしても全く問題ないということぐらいは記載する必要があるのではないかと。

(委員長)

専門委員からも同様の意見があったが、表現上の不足があるのではないかと。粉じん等の影響評価についても、過去に類似工事があるというが、最低限出典が欲しい。

(委員長)

全体を通した表現上の問題について、まず大気では、10.3-46ページに環境基準の達成と維持に支障を及ぼすものではないとある。この達成という言葉はどうかと思う。この言葉が入ることによって、現状達成していないと受け取れる。この工事によって、環境基準の達成ではなく、維持に支障を及ぼさないとするべきではないかと。

(事業者)

大気も騒音も、環境基準の評価として達成と維持に支障を及ぼさないことと書いている。これは環境基本法や環境基準等で、達成と維持が目標になっているので、それに対して問題がない、それに対して影響を及ぼすかどうかということで、定型として使っており、現状達

成されているかどうかは区別せずに書いている。ご指摘のとおり、現状で達成されているので、達成に対する支障がないという部分は検討するが、過去の類似の準備書でもこういう表現がされていると思う。

(委員長)

過去は過去で、それを踏襲するのが良いかどうかは別問題ではないか。専門家は分かるが、一般の方が見たときにどう思うかが気になる。

(委員長)

廃棄物の表現上の問題について、10.11-4 ページに、工事の実施に伴い発生する廃棄物等への影響とあるが、廃棄物等への影響というのはおかしいのではないか。廃棄物等による影響とか廃棄物等の影響ではないか。

(事業者)

廃棄物等による影響とか廃棄物等の影響もあるが、廃棄物等の処理に及ぼす影響等もあるため、廃棄物等への影響と書いているが、どちらが正しいのか検討したい。

(委員長)

評価とは関係ないが、表 4.2.7-30 に滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画の概要があり、表中の 7 に気候変動への適用とあるが、適用ではなく適応なので修正されたい。

(事業者)

修正させていただく。

(委員長)

温室効果ガス等への対応については、先進的なことを行われているので評価したいと思うが、CASEBEE 等の第三者認証について記載されているが、最終的な評価は現段階では記載されていないので、この先では記載いただきたい。また、ZEB\*は検討されているのか。

※ Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

(事業者)

検討候補とは聞いている。

(委員長)

できれば ZEB も含めて検討いただきたい。

(事業者)

了解した。

(委員)

バードストライク対策について、表 8-1 の方法書に対する滋賀県知事意見と事業者の見解では、ひさしの設置などバードストライク対策を検討とあるが、具体的な対策の詳細が書かれていないことが気になる。ひさしの設置がなぜバードストライク対策になるのかも理解しづらいと思うし、建物の完成図も準備書には記載されていないので、補足できないか。

(事業者)

ぎりぎりまで検討にかかってしまい、準備書に図面等の反映まではできなかったため、今日この場で図面の提示と不足の説明をさせていただいた。これをどこに追記等していくかは検討の上、明記していきたい。

(委員長)

他に意見等はないようだが、事務局から何かないか。

(事務局)

従来だと、準備書の審査会は3回開催することになっているが、今回の事業は自然地を開発するものではないこと、本日ご意見いただいた内容について事業者から一定の回答があったこと、指摘事項が少なかったことから、今後の事業者の対応を確認しつつ、2回目、3回目の審査会の内容を合わせて開催させていただいてはいかがでしょうか。

(委員長)

事務局からの提案があったが、いかがか。

(委員長)

特に意見等なければ、事務局と私で調整の上決定するということで一任いただけるか。

【異議なし】

(委員長)

それでは本日の審査はこれで終了する。

以上